

林業成長産業化総合対策のうち 林業・木材産業金融対策

【令和3年度予算概算決定額 1,020 (691) 百万円】

<対策のポイント>

林業の成長産業化及び森林の公益的機能の発揮を実現するため、意欲と能力のある経営者等が行う設備投資等に対する融資の充実・円滑化等を図り、木材の安定供給体制の構築等を支援します。

<政策目標>

国産材の供給・利用量の増加（30百万m³ [平成30年] → 40百万m³ [令和7年まで]）

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 林業施設整備等利子助成事業

389 (315) 百万円

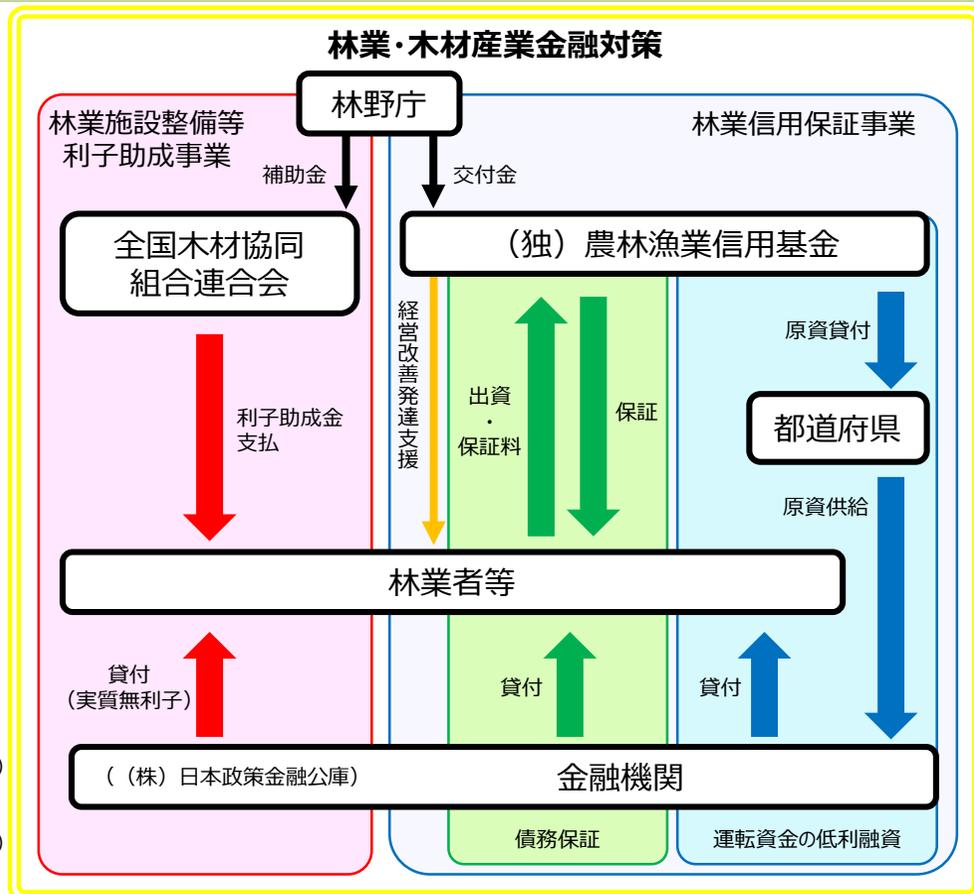
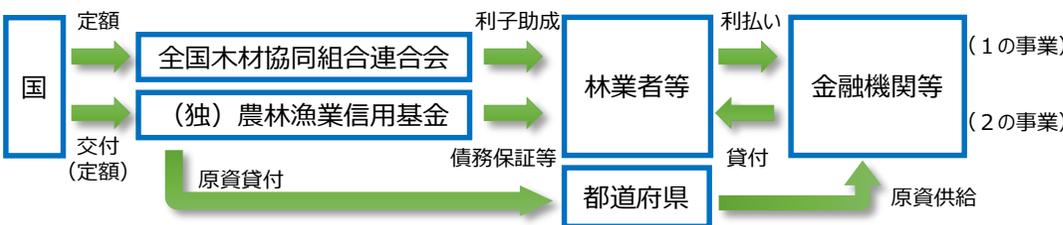
- 森林経営管理法に基づく経営管理実施権の設定を受けられる林業者や自然災害の被害を受けた林業者等が（株）日本政策金融公庫等から資金を借り入れる場合又は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた林業者が2の事業を活用して償還負担の軽減を目的とした資金の借換えを行う場合、**最大2%・最長10年間（借換えの場合は5年間）の利子助成**を行います。

2. 林業信用保証事業

631 (376) 百万円

- （独）農林漁業信用基金に対して以下の経費（新型コロナウイルス感染症対策分を含む）を支援し、林業者等に対する **融資の円滑化**等を図ります。
 - 信用基金の財務基盤や保証料率の維持等を図るために必要な経費
 - 重大な災害からの復旧、木安法に基づく計画の実施、事業承継等に債務保証を利用する場合、債務保証に係る保証料を実質免除するために必要な経費
 - 経営合理化等に必要なたんげん資金の低利融資制度の実施に必要な経費
 - 林業経営者に対する経営改善発達に係る助言等の実施に必要な経費

<事業の流れ>



【お問い合わせ先】 林野庁企画課 (03-3502-8037)